

連載開始にあたって

特許庁特許審査第四部審査調査室

佐藤 智康 sato-tomoyasu@jpo.go.jp

森川 直人 nmorika@f3.dion.ne.jp



『プルルル………』

「はい、〇〇です。」

「情報処理学会から会誌への寄稿依頼がきてるので検討してください。」

「分かりました。検討して折り返し連絡します。」

『ガシャ』

「〇〇室長、情報処理学会の会誌への寄稿依頼があるみたいです。しかも連載で…。知的財産の重要性が目されている時期でもあり、情報分野の研究者に特許を紹介するのは大切。うちの部で受ける方向で考えましょうよ。」

始まりはこんな会話からでした。

知的財産が重要だということは漠然と分かるけれど、とつきにくいし、一から勉強するのはちょっときついな。こんな思いを持っている人は、読者の方々の中には少なからずいるのではないのでしょうか？

特許といえば、トヨタグループ創始者の豊田佐吉氏の「自動織機」や松下グループを作った松下幸之助氏の「二股ソケット」などが有名です。特許をとれば成功につながることは分かりやすいのですが、特許制度をうまく活用しなかったため損をした例もあります。

現在でも農作物の生産に役立てられている「ジベレリン」(植物の成長促進剤)の研究に携わった研究者(発明者)は、特許出願をする前に学会で研究成果を発表したことが災いして特許を受けることができませんでした。その後、彼の発明を知った米国の製薬会社がジベレリンを合成樹脂のカプセルで包み込むという改良技術の特許を取得したことにより、我が国では、この製薬会

社に実施料を支払わなければならなくなったという例です。

これは、発明者である研究者が特許制度についての知識が十分でなかったことが要因の1つと考えられます。

現在、さまざまな分野において研究開発が行われていますが、なかでも情報分野は最も研究開発が活発な分野です。研究開発の方向性も基礎技術から応用技術またはハードからソフトへとシフトするに伴い、生み出される発明もソフトウェア関連のものが増加しています。また、ソフトウェア関連の代表的なものであるコンピュータプログラムは、その性質上、模倣が非常に簡単であるため、最近では、有効な保護ツールとして特許制度が注目を集めています。

そこで、特許に関するいろいろな情報を発信するために本連載を企画してみました。

連載では、特許制度の概要をはじめとし、審査実務、審査基準、情報分野の国際的な動向、注目されている技術など幅広く紹介していく予定です。また、場合によっては読者の方々からの要望に基づいたテーマを紹介する、という試みにも挑戦できればと思っています。

この連載が、読者の方々の「知的財産に関する興味」を引き出す一助となれば幸いです。

(平成14年2月9日)

